

① 臼杵市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定
について

新環境センターの稼働に伴い下記条例案について、パブリックコメント募集します。

市民皆様のご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

① 「臼杵市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(案)

新環境センターの稼働に伴い、これまで別々だった旧臼杵・野津エリアのごみ処理方法を市全体で一つに統一します。これに合わせ、「臼杵市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(昭和47年臼杵市条例第28号)を廃止し、臼杵市廃棄物減量等推進審議会に関する条例を統合した新しい条例を制定します。目的は、ごみの減量やリサイクルを進め、市民の皆さんが健康で快適に暮らせる生活環境を守るための条例を作ります。

臼杵市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本的責務等（第3条～第6条）
- 第3章 廃棄物の減量等（第7条～第11条）
- 第4章 適正処理困難物の抑制（第12条～第14条）
- 第5章 一般廃棄物の処理等（第15条～第25条）
- 第6章 一般廃棄物処理業等（第26条～第28条）
- 第7章 廃棄物減量等推進審議会（第29条～第35条）
- 第8章 雑則（第36条）
- 第9章 罰則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条に規定する廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （4） 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- （5） 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

第2章 基本的責務等

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導、助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量等

(市長の減量義務)

第7条 市長は、廃棄物の処理の過程において、その適正な分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品の利用を促進するとともに、市の施設から生ずる廃棄物の分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等（以下「製造等」という。）に際して、

長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第9条 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等（以下「包装等」という。）の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装等の普及に努め、使用後の包装等の回収策を講ずること等により、その包装等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(市民の自主的行動)

第10条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び再生資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第11条 市民は、商品を選択するに際して、当該商品の内容及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮したものを選択するよう努めなければならない。

第4章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第12条 事業者は、物の製造等に際して、その製品、容器等（以下「製品等」という。）が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと、その製品等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第13条 事業者は、その製品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造等を

自ら抑制しなければならない。

（適正処理困難物の指定及び回収義務）

第14条 市長は、適正処理困難物を指定することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

3 前2項の規定により指定を受け、公表された適正処理困難物の製造等を行う事業者は、自らの責任で下取り等の方法により、その適正処理困難物の回収に努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第5章 一般廃棄物の処理等

（一般廃棄物処理計画）

第15条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又はこれを変更したときは、同条第4項の規定により、遅滞なく、これを公表するものとする。

（一般廃棄物の処理）

第16条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の処理をしなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がない場合で、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

（計画の遵守義務等）

第17条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い処理しなければならない。

2 占有者は、一般廃棄物を収納する容器について廃棄物が飛散し、流出し及びその悪臭が発生しないようにするとともに、一般廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

（排出禁止物）

第18条 占有者は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

（1） 有害性のある物

（2） 危険性のある物

（3） 引火性のある物

- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、処理に著しい支障があると市長が特に認める物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の搬出方法)

第19条 占有者は、家庭廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める燃やせるごみ（以下「燃やせるごみ」という。）及び一般廃棄物処理計画に定める燃やせないごみ（以下「燃やせないごみ」という。）を一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う定期の収集により処理しようとするときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）に収納し、家庭廃棄物の一時的集積場所に搬出しなければならない。ただし、燃やせるごみ及び燃やせないごみのうち指定収集袋に収納させることが適当でないと市長が認めたものの処理については、この限りでない。

(一般廃棄物処理の届出)

第20条 占有者は、一般廃棄物の収集を受けようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(改善勧告等)

第21条 市長は、占有者が第17条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第22条 市長及び市長から委託を受けた者（以下「市長等」という。）以外の者は、家庭廃棄物の一時的集積場所（規則で定める方法により市長が指定するものに限る。）に排出された廃棄物のうち再利用の可能なものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第23条 事業者は、事業用建物又はその敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第24条 事業者は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬する場合

には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、事業者が同項に定める受入基準に従わないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

（市が処分する産業廃棄物）

第25条 法第11条第2項の規定に基づき一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物については、規則で定める。

第6章 一般廃棄物処理業等

（一般廃棄物処理業の許可）

第26条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

（一般廃棄物処理業の変更の許可）

第27条 法第7条の2第1項の規定により、前条の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（浄化槽清掃業の許可）

第28条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

第7章 廃棄物減量等推進審議会

（設置）

第29条 一般廃棄物の減量等を推進するため、臼杵市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第30条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 一般廃棄物の減量に関すること。
- （2） 一般廃棄物の再資源化及び再利用に関すること。
- （3） 前2号のほか、一般廃棄物に関し必要な事項

（組織）

第31条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者

(2) 市議会議員及び関係行政機関等の職員

(3) 市民代表

(委員の任期)

第32条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第35条 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

第8章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第37条 第22条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年10月1日から施行する。

(臼杵市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

第2条 臼杵市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年臼杵市条例第28号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(臼杵市廃棄物減量等推進審議会条例の廃止)

第3条 臼杵市廃棄物減量等推進審議会条例（平成17年臼杵市条例第248号）

は、廃止する。

(経過措置)

第4条 この条例の施行前に旧条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってなされた行為とみなす。

(準備行為)

第5条 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。